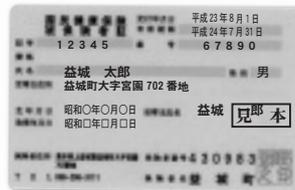


# 「国民健康保険被保険者証」と 「後期高齢者医療被保険者証」を郵送します！

町では、毎年8月1日付で保険証の更新を行っています（現在の国保の保険証および後期高齢者医療の保険証の有効期限は、いずれも平成23年7月31日までです）。

新しい保険証は、7月中に簡易書留郵便で郵送しますので、平成23年8月1日からは新しい保険証をお使いください。

なお、新しい国保の保険証の色は「ピンク色」（国保退職被保険者証は「水色」）、後期高齢者医療の保険証の色は「水色」になります。



◀国民健康保険被保険者証



◀後期高齢者医療被保険者証

切り替え時期です

## 限度額適用認定証および 限度額適用・標準負担額減額認定証

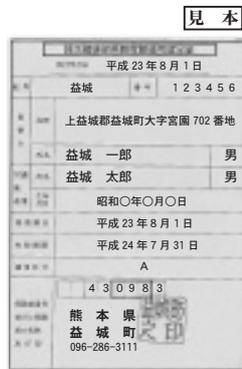
### ●国民健康保険被保険者の皆さんへ

国保の「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（使用期間：平成23年8月1日から平成24年7月31日まで）の更新が必要な人は、7月19日から8月26日までの間に役場保険課国保年金係で申請手続きをしてください。

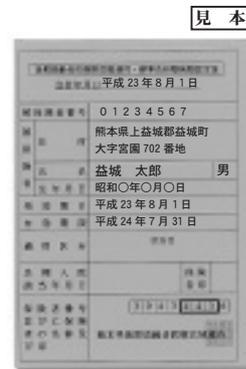
※保険税の滞納がある場合は、更新手続きができないことがあります。

限度額適用認定証の手続きに必要なもの

- ◇国民健康保険被保険者証、印かん
- ◇住民税非課税世帯で、長期入院に該当する人は、過去1年間に90日を超える入院日数が確認できるもの（領収書、入院証明書など）



▲国民健康保険限度額適用認定証



▲後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

### ●後期高齢者医療被保険者の皆さんへ



すでに後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、平成23年7月31日で期限が切れますが、**平成23年8月1日から引き続き該当する人には、役場保険課国保年金係から新しい「認定証(水色)」を郵送します。**

なお、入院中(予定)の人で、まだ「認定証」をお持ちでない人は、役場保険課国保年金係に相談してください。

※認定証交付対象者は、世帯全員の住民税が非課税の人です。

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 123